

随意契約結果書

| | |
|--|--|
| 物品等の名称 及び数量 | 国道2号垂水宮本電線共同溝整備委託工事 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11 |
| 契約締結日 | 令和5年3月24日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 大阪府大阪市北区東天満1-1-19 |
| 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥40,104,900- |
| 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥40,104,900- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

| | |
|-----|----------|
| ランク | 特例政令等の該当 |
| | 非該当 |

委託契約理由書

1. 名称

国道2号垂水宮本電線共同溝整備委託工事

2. 業者名

エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)

3. 契約理由

本作業は、電線共同溝整備箇所のうち、試掘・非破壊調査などについて委託施工を行うものである。

無電柱化事業を促進するため、近畿地方整備局長と電線管理者との「無電柱化における設備工事等に関する協定書」（平成26年9月29日付）第13条では、電線管理者に電線共同溝管路などの工事を委託できるものとしている。

当該工事の管路整備においては、電線管理者において供用中のケーブルの安全を確保するとともに、設備事故等緊急時にネットワーク構成を踏まえた迅速な対応ができる体制が必要となることから、責任を持って近接する作業が出来るものは当該電線管理者しかいない。

以上により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)と委託契約を行うものである。

4. 隨意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

推薦者 官職 兵庫国道事務所 工務第一課長
氏名 後藤 啓太